

活

— 第37号 —

茨城県労災保険指定医協会
「活」編集委員会
発行責任者 中村 尚〒310-0852 水戸市笠原町4-8-9
TEL 029-243-5701 FAX 029-243-6530
E-mail: ka35248@zf7.so-net.ne.jp
URL: <https://www.i-rousaikyoukai.jp>

労働局地方労災委員の経験から思うこと

常任理事 塚田 篤郎

私の専門は脳神経外科で、脳外科関連の地方労災委員を1998年から委嘱されています。地方労災委員について概要を述べますと、労働局労災補償課に帰属しており、主に・業務上/外の認定、・障害等級の判定を行っています。具体的には、各労働基準監督署からの依頼を受け、診療担当医師からの意見書、画像所見などを参考に、患者（被災者）を診察し、意見書を作成します。

労災補償の対象となる疾患は、古くから外傷による整形外科疾患、塵肺などがありましたが、私が委嘱を受けた頃から、いわゆる過労死が問題となり、「脳・心臓」と言われる、脳卒中や虚血性心疾患などが加わり、その後ストレスによる精神疾患が増加している状況です。今回は私が担当している中枢神経系の労災事案について私見を述べます。

まず、業務上/外の認定ですが、ポイントが何点かあり、発症と労務の因果関係について、

- ・発症当日の特殊な出来事
- ・直近1週間の就労状態
- ・発症前6ヶ月までの各月および累積の平均就労時間
- ・拘束時間を含めた就労状況等

を総合的に判断し、意見書を作成しております。

元来私病である脳血管障害が、過重な

労働により、その発症がもたらされたり、発症が早まったと判断される場合を業務上としております。参考として、既往歴、治療歴、原因となる病変の有無（例えばくも膜下出血であれば、元々脳動脈瘤や、血管奇形などがあつたか否か）などを加味します。過重労働の目安としては、時間外労働時間が一月当たり、当初は100時間で、80から100時間がグレーでありました。当時を思い起こすと、90時間で業務外になったのは気の毒であったなとも思います。最も98年当時は、過労死の概念が確立されておらず、県内において脳卒中の労災事案の認定はなかったと記憶しており、今になってみると残念であると思います。その後、過重労働の目安が現在の80時間となりました。

考えてみると今年度から本格開始となった「医師の働き方改革」ですが、年間960時間以内というのは月80時間であり、一般の労働者の基準から見るとどうなのかとも思いますし、時間外労働の質にもよるとも思いますし、ましてやB,C水準の1860時間というのも労災認定の立場から見ると何とも言えない感があります。一方で医師の応召義務や研鑽という観点もあり、いずれにせよ総合的に考えていかなければならない課題と思います。

会員医療機関職員功労賞表彰式

令和6年5月18日（土）水戸プラザホテルに於いて「会員医療機関職員功労賞表彰式および祝賀パーティー」を開催。24の医療機関から推薦された74名を表彰しました。

当日は、20の医療機関から53名が出席、支部ごとに代表者が登壇して中村会長から表彰状と記念品が贈られました。祝賀パーティーでは、受賞者を代表して嶋崎病院の持丸和夫様と志村病院の齋藤真一郎様が謝辞を述べられました。



職員功労表彰祝賀・交流パーティー

茨城県労災保険指定医協会



茨城県労災保険指定医協会 会員医療機関職員功労賞表彰式
於水戸プラザホテル 令和6年5月18日

令和6年度 会員医療機関職員功労賞表彰者

医療機関名	氏名	医療機関名	氏名
さくらがわ地域医療センター	山内 祐輔	小豆畑病院	中井川真由美
	菅谷 あゆみ		寺門 恵
	萩原 大輔		小橋 美千代
	岩崎 亜由美		佐藤 美由紀
	古谷 香		高倉 玉枝
山本整形外科	栗原 毅洋	小松整形外科医院	鈴木 美咲
	五十嵐 美香		金子 典子
	林 千恵		黒田 和子
	丸岡 佳子		久保田 麻衣
大場内科クリニック	鈴木 百子		川上 ひとみ
水戸中央病院	柏崎 典子	勝田病院	梶原 奈帆
	布施 利恵子		桜井 麻里奈
	柴田 洋一		竹島 利江
志村病院	青木 一久	西山堂病院	小林 美枝子
	海老澤 淳	西山堂慶和病院	田山 幸穂
	渡部 正枝	嶋崎病院	持丸 一男
	齋藤 真一郎		中野 明子
	藤井 忍		国府田智恵子
宮田医院	牛久保美知子	椎名 美智子	
	備海 加代子	鈴木 寛子	
大洗海岸病院	長我部 互	いちほら病院	山形 チサ子
大洗海岸コアクリニック	大津 千夏		川島 達宏
牛久愛和総合病院	中野 一男		安蔵 栄治
	堀口 行夫		栗原 貴之
龍ヶ崎済生会病院	浅野 正巳	県南病院	高山 忠司
	荒山 恵美子		永山 晃
	塚本 春美	しみず整形外科リハビリクリニック	土屋 智美
	吉田 奈緒美		鹿内 英樹
	椿 佳美		蛭名 行茂
宮本病院	山口 洋子	遠藤 彩加	
	石井 弘子	石塚医院	倉持 修
	野口 陽子		島田 澄枝
	登坂 節子		小澤 奈穂美
	埜口 明	友愛記念病院	荒井 秀行
取手整形外科医院	齋藤 弘子	木根淵外科胃腸科病院	稲田 司
	大谷 ふく子		中田 ひろみ
			栗田 仁一
			大谷 光子

労災診療費算定基準について (令和6年度改定)

中村 尚

(令和6年3月29日に発令され令和6年6月1日以降の労災診療に適用する項目について簡潔に示す。カッコ内は旧算定基準)

1) 初診料 医科、歯科とも 3,850円 (3820円)

- ・労災保険において継続診療中に、新たな労災傷病にて初診を行った場合も、初診料 3,850円 (3820円) を算定できる。
- ・健保点数表(医科に限る。)の初診料の注5のただし書に該当する場合(上記の初診料を算定できる場合及び2つ目の診療科で下記の定額負担料を徴収した場合を除く。) 1,930円 (1910円) を算定できる。
- ・紹介状なしで受診した場合の定額負担料(健康保険における選定療養費)を傷病労働者から徴収した場合は、1,850円 (1820円) とする。

2) 再診料 1,420円 (1400円)

- ・一般病床の病床数200床未満の医療機関及び一般病床の病床数200床以上の医療機関の歯科、歯科口腔外科において再診を行った場合に算定できるものとする。
- ・健保点数表(医科に限る。)の再診料の注3に該当する場合には、710円 (700円) を算定できる。
- ・歯科、歯科口腔外科の再診について、他の病院(病床数200床未満に限る)又は診療所にたいして、文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、当該医療機関を受診した場合の定額負担料(健康保険における選定療養費)を傷病労働者から徴収した場合は、1,020円 (1000円) とする。

(例) 業務上の事由による傷病により、同一日に同一の医療機関の複数の診療科を引き続き再診した場合

- 1つ目の診療科 1420円 (1400円) を算定
- 2つ目の診療科 710円 (700円) を算定
- 3つ目の診療科 (算定できない。)

3) 入院時食事療養費

(1) 入院時食事療養 (I) 1食につき

- ・①②以外の食事療養を行う場合 800円 (770円)
- ・②流動食のみを提供する場合 730円 (690円)

(2) 入院時食事療養 (II) 1食につき

- ・①②以外の食事療養を行う場合 640円 (610円)

- ・②流動食のみを提供する場合 590 円 (550 円)

4) リハビリテーション

- ・疾患別リハビリテーションについては、健保点数表のリハビリテーションの通則1にかかわらず、次の点数で算定することができるものとする。

*リハビリテーションの内容及び施行した職種で算定することとなった。算定基準に変更はない。

(ア) 心大血管疾患リハビリテーション料 (I) (1 単位)

- a 理学療法士による場合 250 点
- b 作業療法士による場合 250 点
- c 医師による場合 250 点
- d 看護師による場合 250 点
- e 集団療法による場合 250 点

(イ) 心大血管疾患リハビリテーション料 (II) (1 単位)

- a 理学療法士による場合 125 点
- b 作業療法士による場合 125 点
- c 医師による場合 125 点
- d 看護師による場合 125 点
- e 集団療法による場合 125 点

(ウ) 脳血管疾患等リハビリテーション料 (I) (1 単位)

- a 理学療法士による場合 250 点
- b 作業療法士による場合 250 点
- c 言語聴覚士による場合 250 点
- d 医師による場合 250 点

(エ) 脳血管疾患等リハビリテーション料 (II) (1 単位)

- a 理学療法士による場合 200 点
- b 作業療法士による場合 200 点
- c 言語聴覚士による場合 200 点
- d 医師による場合 200 点

(オ) 脳血管疾患等リハビリテーション料 (III) (1 単位)

- a 理学療法士による場合 100 点
- b 作業療法士による場合 100 点
- c 言語聴覚士による場合 100 点
- d 医師による場合 100 点
- e a から d まで以外の場合 100 点

(カ) 廃用症候群リハビリテーション料 (I) (1 単位)

- a 理学療法士による場合 250 点
- b 作業療法士による場合 250 点
- c 言語聴覚士による場合 250 点
- d 医師による場合 250 点

(キ) 廃用症候群リハビリテーション料 (II) (1 単位)

- a 理学療法士による場合 200 点

- b 作業療法士による場合 200 点
 - c 言語聴覚士による場合 200 点
 - d 医師による場合 200 点
 - (ク) 廃用症候群リハビリテーション料 (Ⅲ) (1 単位)
 - a 理学療法士による場合 100 点
 - b 作業療法士による場合 100 点
 - c 言語聴覚士による場合 100 点
 - d 医師による場合 100 点
 - e a から d まで以外の場合 100 点
 - (ケ) 運動器リハビリテーション料 (Ⅰ) (1 単位)
 - a 理学療法士による場合 190 点
 - b 作業療法士による場合 190 点
 - c 医師による場合 190 点
 - (コ) 運動器リハビリテーション料 (Ⅱ) (1 単位)
 - a 理学療法士による場合 180 点
 - b 作業療法士による場合 180 点
 - c 医師による場合 180 点
 - (サ) 運動器リハビリテーション料 (Ⅲ) (1 単位)
 - a 理学療法士による場合 85 点
 - b 作業療法士による場合 85 点
 - c 医師による場合 85 点
 - d a から c まで以外の場合 85 点
 - (シ) 呼吸器リハビリテーション料 (Ⅰ) (1 単位)
 - a 理学療法士による場合 180 点
 - b 作業療法士による場合 180 点
 - c 言語聴覚士による場合 180 点
 - d 医師による場合 180 点
 - (ス) 呼吸器リハビリテーション料 (Ⅱ) (1 単位)
 - a 理学療法士による場合 85 点
 - b 作業療法士による場合 85 点
 - c 言語聴覚士による場合 85 点
 - d 医師による場合 85 点
- ・ 健保点数表の疾患別リハビリテーション料の各規定における早期リハビリテーション加算、初期加算及び急性期リハビリテーション加算については、健保点数表に準じるものとする。(下線部は新たに加わった。)

5) 四肢に対する特例取扱い

(1) 指の創傷処理 (筋肉に達しないもの。)

① 筋肉に達するもの

長径 10 cm 以上

ロ その他のもの 3090 点 (2690 点)

6) 術中透視装置使用加算 220 点

ア 「大腿骨」、「下腿骨」、「上腕骨」、「前腕骨」、「手根骨」、「中手骨」、「手の種子骨」、「指骨」、「足根骨」、「膝蓋骨」、「足趾骨」、「中足骨」及び「鎖骨」の骨折観血的手術、骨折経皮的鋼線刺入固定術、骨折非観血的整復術、関節脱臼非観血的整復術又は関節内骨折観血的手術において、術中透視装置を使用した場合に算定できるものとする。(下線部が新たに加わった。)

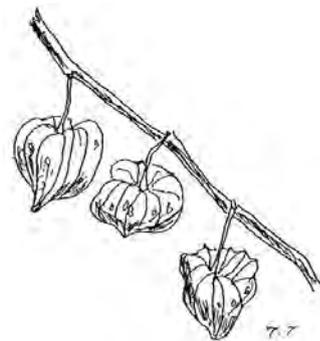
ウ 「骨盤」の骨盤骨折非観血的整復術、腸骨翼骨折観血的手術、寛骨臼骨折観血的手術又は骨盤骨折観血的手術（腸骨翼骨折観血的手術及び寛骨臼骨折観血的手術を除く。）において、術中透視装置を使用した場合にも算定できるものとする。(新設)

令和 5 年度第 2 回理事会報告

副会長 島田 裕

令和 5 年度第 2 回理事会は 2 月 15 日に水戸市の「鰻亭」で開催され、19 名の理事が出席しました。冒頭、中村会長から厚生労働省の統計が紹介されました。その統計によれば、労働災害の死者数は減少傾向にある一方で、休業 4 日以上之死傷者数は増加傾向にあるとのことでした。これは労働者の高齢化割合が高まり、転倒や腰痛などの被災が増えているという背景があります。今後拍車がかかる高齢労働者の増加を見据えた労災対策の重要性について、再認識しました。

理事会では、事務局から令和 5 年度の事業経過報告があり、引き続き来年度の事業に関する議題が協議されました。



令和 6 年度定期総会報告

去る 5 月 18 日（土）17:00 から、令和 6 年度定期総会を開催しました。出席 25 名、委任状 305 通、合計 330 で定期総会が成立しました。

令和 5 年度の事業報告、一般会計・特別会計の決算報告、会計監査報告の後、今年度の事業計画（案）、一般会計・特別会計予算（案）が審議され、すべての議案が全会一致で承認されました。

詳細は同封の「令和 6 年度定期総会議

案書・議事録」でご確認ください。

また、終了後には「令和 6 年度会員医療機関職員功労賞表彰式 (P2 ~ 3 参照)」を開催し、74 名を表彰しました。功労賞表彰は毎年定期総会の実施に合わせてこれからも開催します。表彰基準等につきましてはホームページでご確認いただけます。年明け頃に募集のご案内を差し上げておりますので、ぜひご推薦をお願いいたします。

◆新規指定医療機関

医療機関名	所在地	診療科目
医療法人 TSMC てつか脳神経外科クリニック	筑西市	内科、脳神経外科
宮崎ペインクリニック内科	つくば市	内科、麻酔科
わかすぎ整形外科・手の外科クリニック	つくば市	整形外科、リハビリテーション科
絹の台なかむら整形外科	つくばみらい市	整形外科、リハビリテーション科
MED AGRI CLINIC いばらき	茨城町	内科、精神科、外科
MED AGRI CLINIC ひたち	日立市	内科、精神科、外科
MED AGRI CLINIC つくば	つくば市	内科、精神科、外科
MED AGRI CLINIC かすみがうら	かすみがうら市	内科、精神科、外科
MED AGRI CLINIC つくばみらい	つくばみらい市	内科、精神科、循環器科、外科、形成外科、心臓血管外科
医療法人社団神代会 かしら整形外科・内科クリニック	水戸市	内科、消化器内科、循環器内科、整形外科、小児科
医療法人あい友会あいつくばクリニック	つくば市	内科、呼吸器科、外科、形成外科、呼吸器外科、皮膚科
つくばウェルネス整形外科	つくば市	整形外科、リハビリテーション科

◆指定取消医療機関

医療機関名	所在地	取消事由
まみ皮膚科クリニック	水戸市	対応困難なため
相川内科病院	水戸市	閉院

編集
後記

最近世界ではウクライナの戦争、中東の戦争、中台の緊張、アメリカ大統領選挙の混迷、日本では、パーティー券問題や北朝鮮のミサイル問題など、国の内外で混迷が続いてきております。

そして医療業界では、診療報酬の改定など、近年益々難解になって行くようで、医療の知識だけでなく、文章読解力も試されるようになってきていると思われまます。

このような時代ですが、今年は20年ぶりに、新紙幣が発行される年でもあります。

さてその1万円札は、大河ドラマでも有名になった、実業家の渋沢栄一であり、5千円札は、津田塾の創設者の津田梅子、千円札は、細菌学者の北里柴三郎です。

この3人は明治のレジェンドですが、特に千円札は、野口英世に次ぎ医学の分野では、2枚目の慶事と思われまます。

さて1万円札の変遷では、昭和33年より、聖徳太子が、昭和59年より、福沢諭吉が発行使用され、そして今後は、渋沢栄一と

いう事であります。

ところで聖徳太子といえは10人の言う事を聞き分けたとの伝説があり、また福沢諭吉は、「学問のすすめ」です。

翻って、今回の「活」編集会議を思い起こせば、諸先輩よりの診療報酬改定等々に対する解釈を聞いたりして思わず膝を打ったり、外来医療の諸問題の不明点を聞いて目からうろこが落ちたりと、太子と諭吉さんが合体し、「耳学問のすすめ」の全集中状態であり、とても勉強になりました。

そして今後は、論語と算盤のように、道徳を取り入れた、患者さんや、職員みんなに対して、いわゆる人にやさしく、そして経済的にも自立していける、SDGsを念頭に置く医療経営（つまりは院長の体力も考慮して、長く医療を続けていける）が必要であると考えている今日この頃であります。

(木村 記)

題 字 石島弘之 先生
イラスト 高木俊男 先生